

資料編

中学校給食の検討に関する予備調査

(概 要 版)

— 目 次 —

(平成 18 年 3 月実施)

I 調査の趣旨	28
II 調査結果の概要	28
1. 中学生の食生活の実態について	28
2. 中学校給食の完全実施について	28
III 調査結果	29
1. 中学生の食生活の実態	29
(1) 食物の好き嫌い	29
(2) 栄養バランスに関する意識	30
(3) 食事の片付け、作法の指導について	33
(4) 朝食の状況	34
(5) 昼食の状況	35
(6) 夕食の状況	38
2. 中学校給食の完全実施	40
(1) 中学校給食の完全実施について	40
(2) 弁当の利点	41
(3) 給食の利点	42

I 調査の趣旨

食生活の乱れ、生活習慣病の増加など国民の食をめぐる課題に対応するため、国は平成17年に食育基本法を制定した。一方、本市においても中学生の給食に関する議論が高まっている。

このような状況を背景として、平成18年度には中学校給食検討委員会を設置し、中学校給食の完全実施について検討を予定している。それに先立ち、中学校給食庁内検討委員会を設置し、今後の検討に資するための予備調査を実施した。

調査は、市内6校の中学校に対して各学年より1クラスを抽出し、生徒、保護者及び教員を対象として平成18年3月13日から17日にかけて実施された。調査対象者数は、生徒707名、保護者707名、教員131名で、回答はそれぞれ613名(86.7%)、418名(59.1%)、100名(76.3%)であった。なお調査結果の分析にあたっては、昭和63年3月に実施した「中学生の食生活に関するアンケート」との比較も行った。

II 調査結果の概要

1. 中学生の食生活の実態について

食をめぐる議論の中で、朝食欠食や孤食など、子どもたちの食習慣や食環境の乱れが指摘されているが、今回の調査で本市の中学生に関しては、「朝食を食べない」または「ほとんど食べない」と回答した者は6.3%にとどまった。これは、昭和63年の調査結果(7.3%)と比べてあまり変化がない数字である。

また、生徒の89.7%は、「家族全員」または「家族の一部」と夕食をとっていると回答しており、こちらも昭和63年の調査と同様な結果が見られた。

さらに、保護者が子どもの食事作りで一番配慮するとしてあげている内容は、「栄養バランス」が79.7%だった。

以上のことから、本市の中学生をとりまく食習慣や食環境については、一般に言われているほど大きな変化はみられず、家庭においても子どもたちの食に対する必要な配慮が払われていることが伺える。

なお、弁当の持参状況については、「ときどき持ってこない」が15.0%あり、その理由として「親の都合で作れない」という回答が56.9%だった。

2. 中学校給食の完全実施について

中学校給食のあり方について一番多い回答は、「完全給食の実施を望む」で、生徒41.3%、保護者63.2%、教職員35.0%である。これに弁当と完全給食の選択制が良いという回答を加えると生徒49.0%、保護者80.2%、教職員43.0%が完全給食の導入を望んでいることになる。

昭和63年の調査結果では、保護者52.2%、教職員12.2%が「学校給食が必要」と回答しており、今回、完全給食の実施を求める意見が増加している。

一方、現状の「弁当と牛乳給食だけでいい」という回答も生徒20.1%、保護者6.5%、教職員12.2%に見られた。

弁当の利点については、生徒、保護者では「内容や量を自由に選択できる」、「保護者の責任や子どもとの結びつき」などの項目が上位を占めるが、生徒や教職員からは、「給食の準備、片付けの大変さ」、「教育課程への影響」など、給食に対する課題を浮かび上がらせる回答も上位にあがっている。

給食の利点については、生徒70.6%、教職員60.0%が「保護者の負担軽減」をトップにあげており、保護者も66.3%が「負担軽減」と回答している。

Ⅲ 調査結果

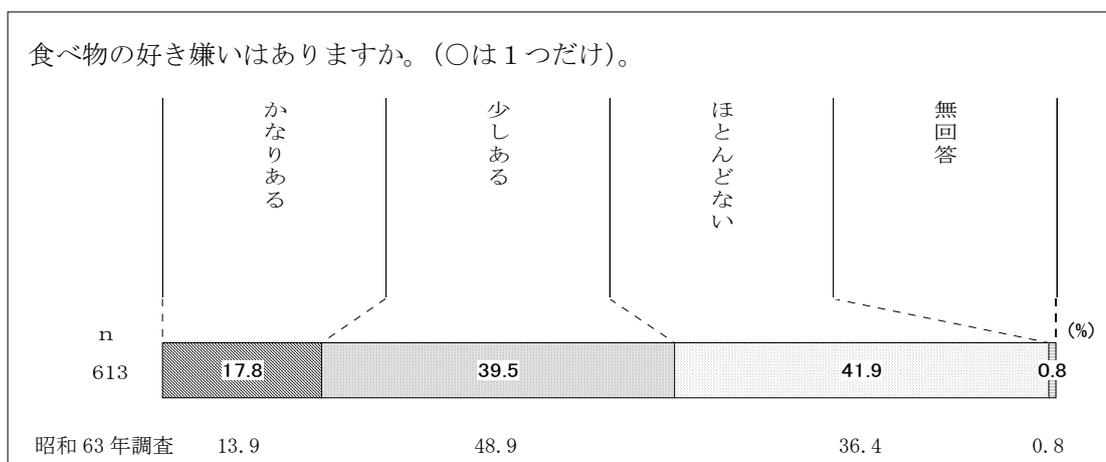
1. 中学生の食生活の実態

(1) 食物の好き嫌い

今回の調査結果によると、6割の生徒に何らかの好き嫌いがある。好きなものは、ご飯類、パン類、麺類、肉類など、嫌いなものは豆類、野菜類、魚類などのポイントが高い。昭和63年の調査とは設問が異なるため、単純比較はできないが、好きな食物、嫌いな食物とも同様な品目が上位を占めている。

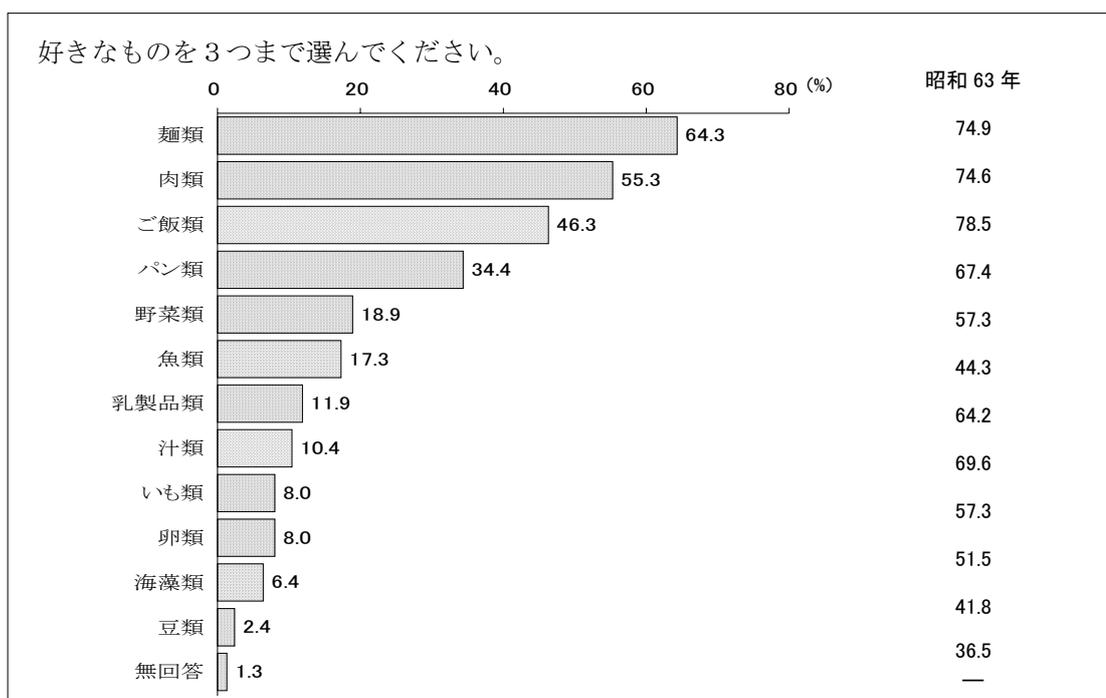
保護者の好き嫌いへの対応に関する調査によると「食事の好き嫌いや食べ残しを認めている」13.6%、「事情により認める」が62.7%と合わせて7割以上が認めており、昭和63年の調査結果に比較すると食べ残しを認める回答が4.7ポイント増加し、保護者が寛大になっている傾向が伺える。

(1)-1 食べ物の好き嫌い(生徒)



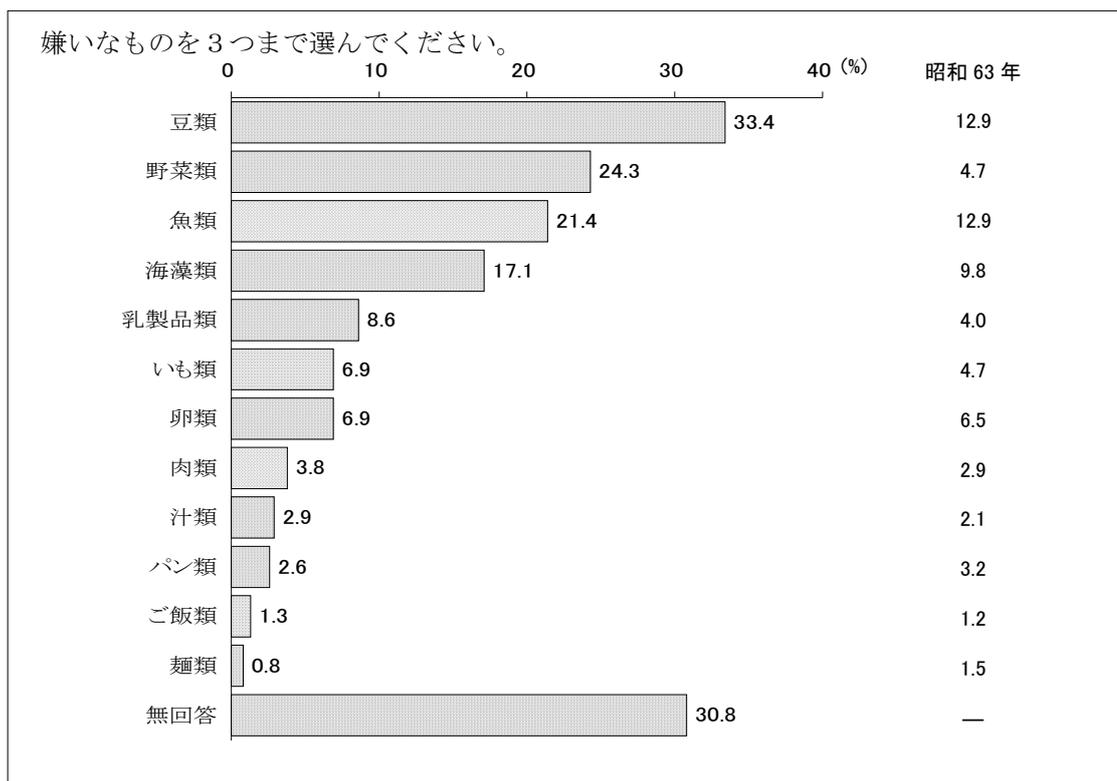
食べ物の好き嫌いは、「かなりある」(17.8%)と「少しある」(39.5%)を合わせた『ある』が57.3%であり、「ほとんどない」(41.9%)は4割強である。

(1)-2 好きなもの(生徒)



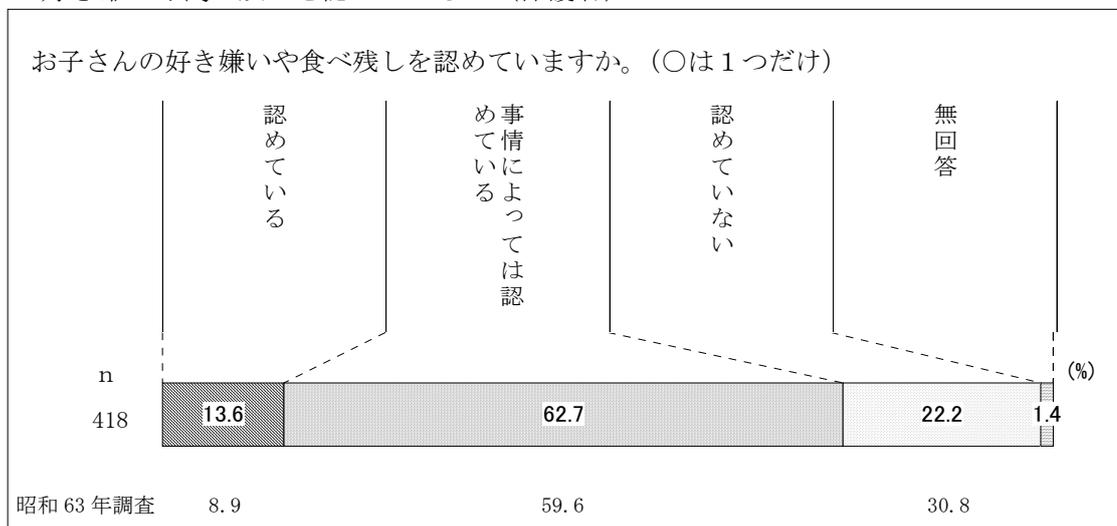
好きな食べ物を3つまで選んでもらったところ、麺類(64.3%)が6割を超え、肉類(55.3%)、ご飯類(46.3%)がこれに続いている。(昭和63年は3つまでに限定していないため、単純比較は出来ない。)

(1)-3 嫌いなもの(生徒)



嫌いなものを3つまで選んでもらったところ、豆類 (33.4%)、野菜類 (24.3%)、魚類 (21.4%) が多く選ばれている。なお30.8%の人は嫌いなものを答えていない。(昭和63年は3つまでに限定していない。)

(1)-4 好き嫌いや食べ残しを認めているか (保護者)

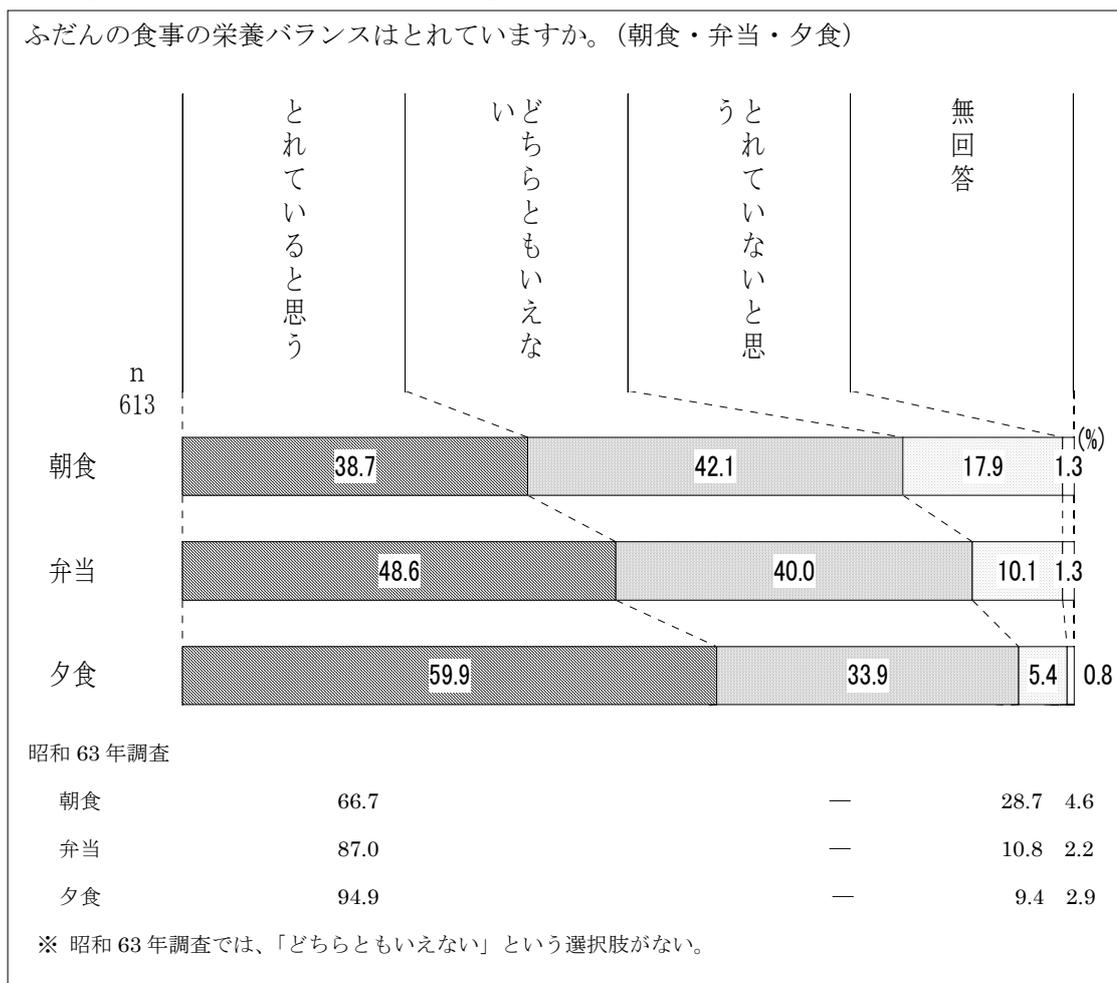


子どもの好き嫌いや食べ残しを「認めていない」のは22.2%、「認めている」(13.6%)と「事情によっては認めている」(62.7%)を合わせた『認めている』は76.3%となっている。

(2) 栄養バランスに関する意識

生徒に対して、毎日の食事の栄養バランスがとれているかどうかについて調査したところ、栄養バランスがとれていると感じている割合は、朝食 38.7%、弁当 48.6%、夕食 59.9%である。あくまで主観的に感じているという調査にとどまり客観的資料とはいえないが、生徒は、朝食や昼食に比べて夕食が、一番栄養バランスがとれていると感じていることがわかる。

(2)-1 栄養バランスはとれているか（生徒）



ふだんの朝食の栄養バランスが「とれていると思う」生徒は 38.7%で、「とれていないと思う」(17.9%)を約 20 ポイント上回る。しかし、「どちらともいえない」(42.1%)は 4 割以上を占め、最も多数となっている。

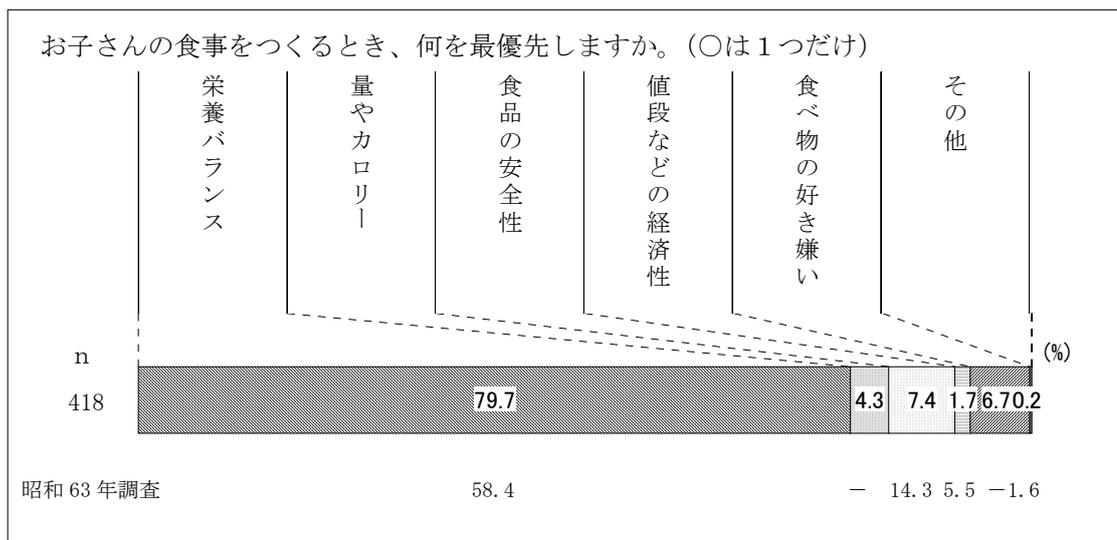
弁当の栄養バランスが「とれていると思う」生徒は 48.6%と半数近く、「とれていないと思う」(10.1%)を大きく上回る。

ふだんの夕食の栄養バランスが「とれていると思う」割合は 59.9%とほぼ 6 割、「とれていないと思う」は 5.4%と少数である

保護者が食事作りに際して一番配慮している内容は、「栄養バランスに配慮した食事」であり、79.7%と他の理由を圧倒している。

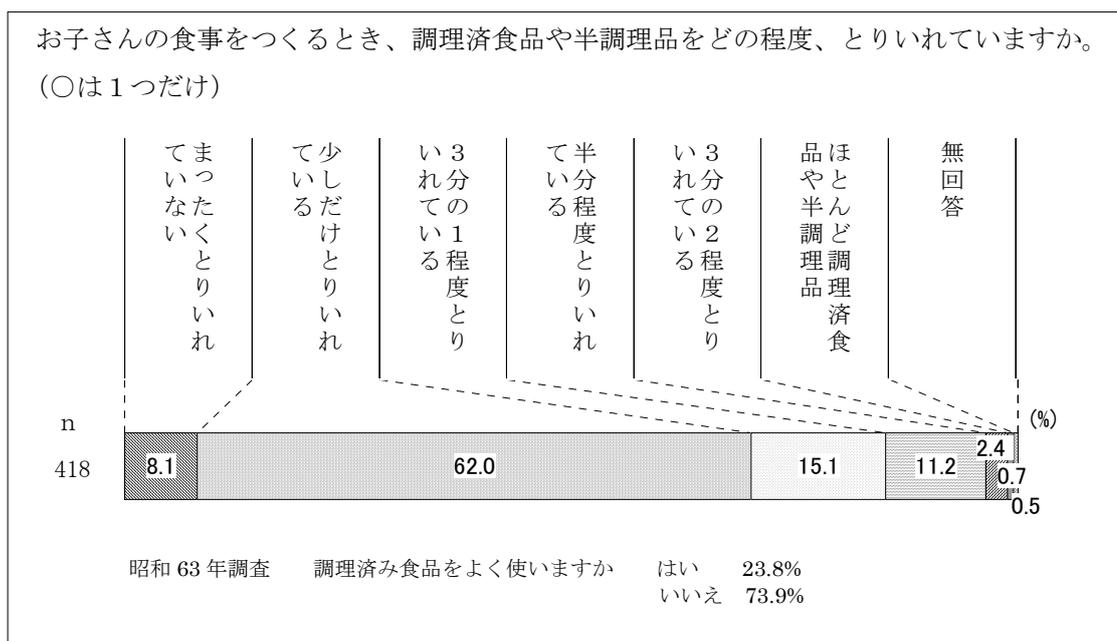
また、調理に際して調理済み食品の利用頻度を調査したところ「食事の 3 分の 1 以上にとり入れている」が 3 割である。実際にとり入れている食品は、「冷凍食品」78.3%、「できあいの惣菜」33.8%、「レトルト食品・インスタント食品」25.9%で、昭和 63 年の調査とは設問が異なるため単純比較はできないが、冷凍食品やレトルト食品の使用に変化が無いのに対して、出来合いの惣菜類の使用が増えていることが伺える。

(2)-2 食事をつくるときの最優先事項（保護者）



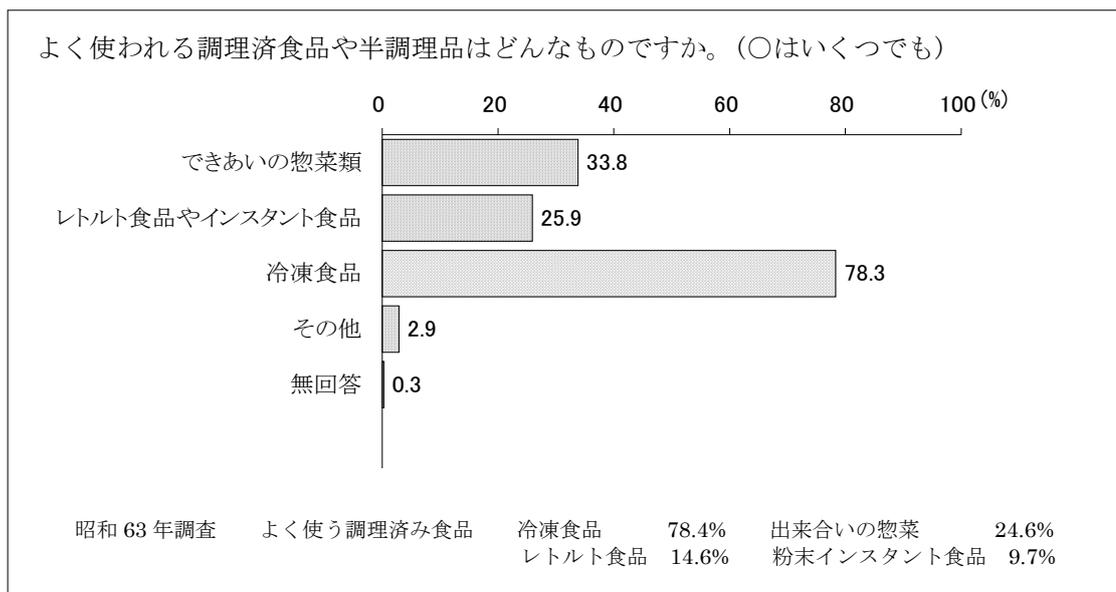
子どもの食事をつくるときに、「栄養バランス」(79.7%)を最優先させる人が8割近く、「食品の安全性」(7.4%)や「食の好き嫌い」(6.7%)は1割未満である。

(2)-3 調理済食品や半調理品の利用度（保護者）



子どもの食事をつくるときに、調理済食品や半調理品を「少しだけとりいれている」人が62.0%を占め、「3分の1程度取り入れている」(15.1%)、「半分程度とりいれている」(11.2%)がこれに続いている。「まったくとりいれていない」人は8.1%と、1割弱である。

(2)-4 よく使う調理済食品や半調理品（保護者）

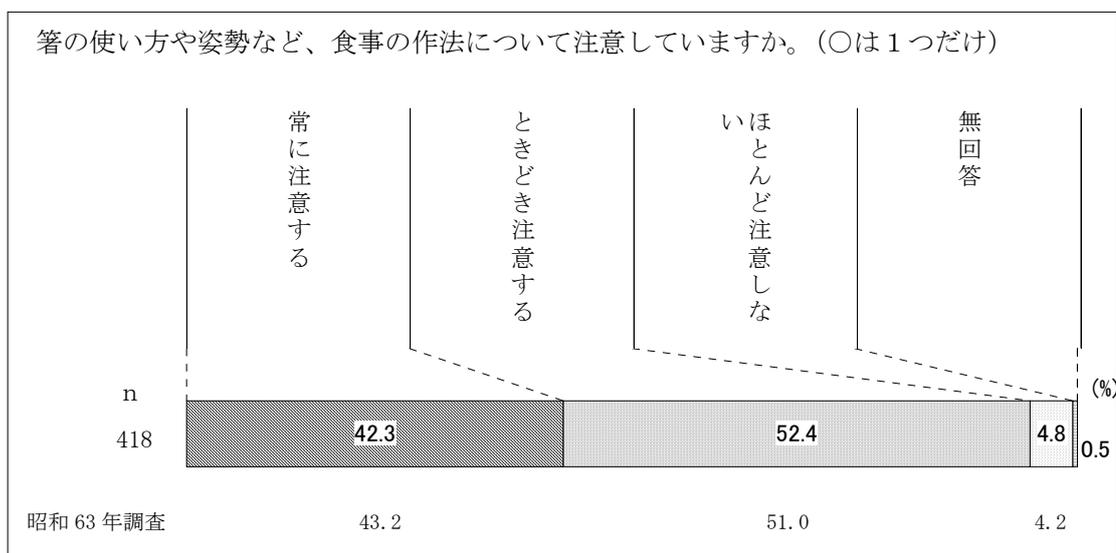


調理済食品や半調理品を利用することがある人を対象に、具体的な内容を聞いたところ、「冷凍食品」（78.3%）を利用する人が8割近くと圧倒的多数を占め、「できあいの惣菜類」（33.8%）や「レトルト食品やインスタント食品」（25.9%）は3割前後となっている。

(3) 食事の片付け、作法の指導について

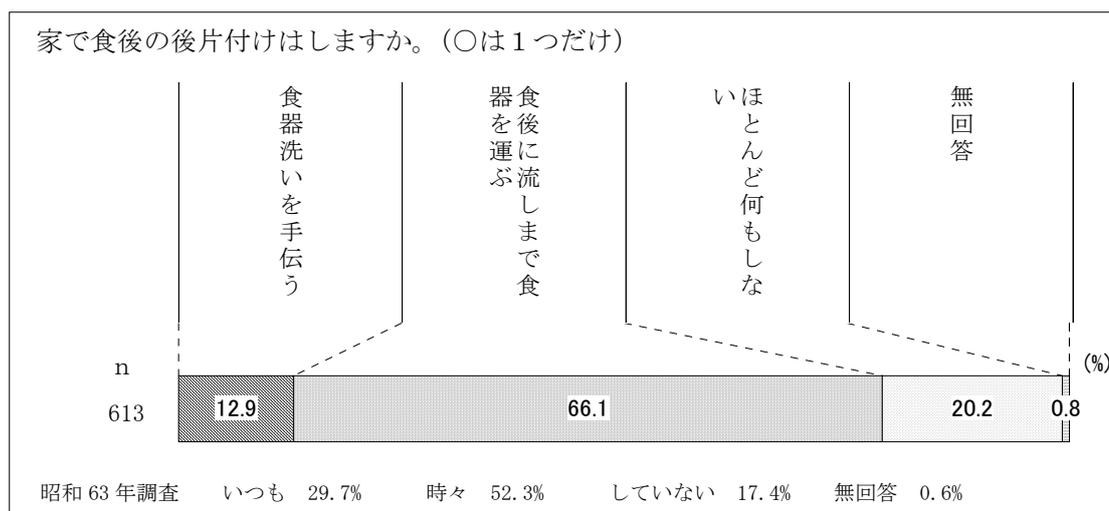
食べることと同様に重要なこととして、食事に関する作法や家事の手伝いがある。食事後の手伝いは、「食器洗いを手伝う」が 12.9%、「流しまで運ぶ」が 66.1%である。また、食事の作法について「常に注意する」保護者が 42.3%、「ときどき注意する」が 52.4%であり、食事の片付け、作法の指導ともに昭和 63 年の調査結果とあまり大差がなかった。

(3)-1 食事の作法について注意するか(保護者)



食事の作法については、「常に注意する」（42.3%）と「ときどき注意する」（52.4%）を合わせた『注意する』が 94.7%を占め、「ほとんど注意しない」は 4.8%である。

(3)-2 食後の後片付け（生徒）



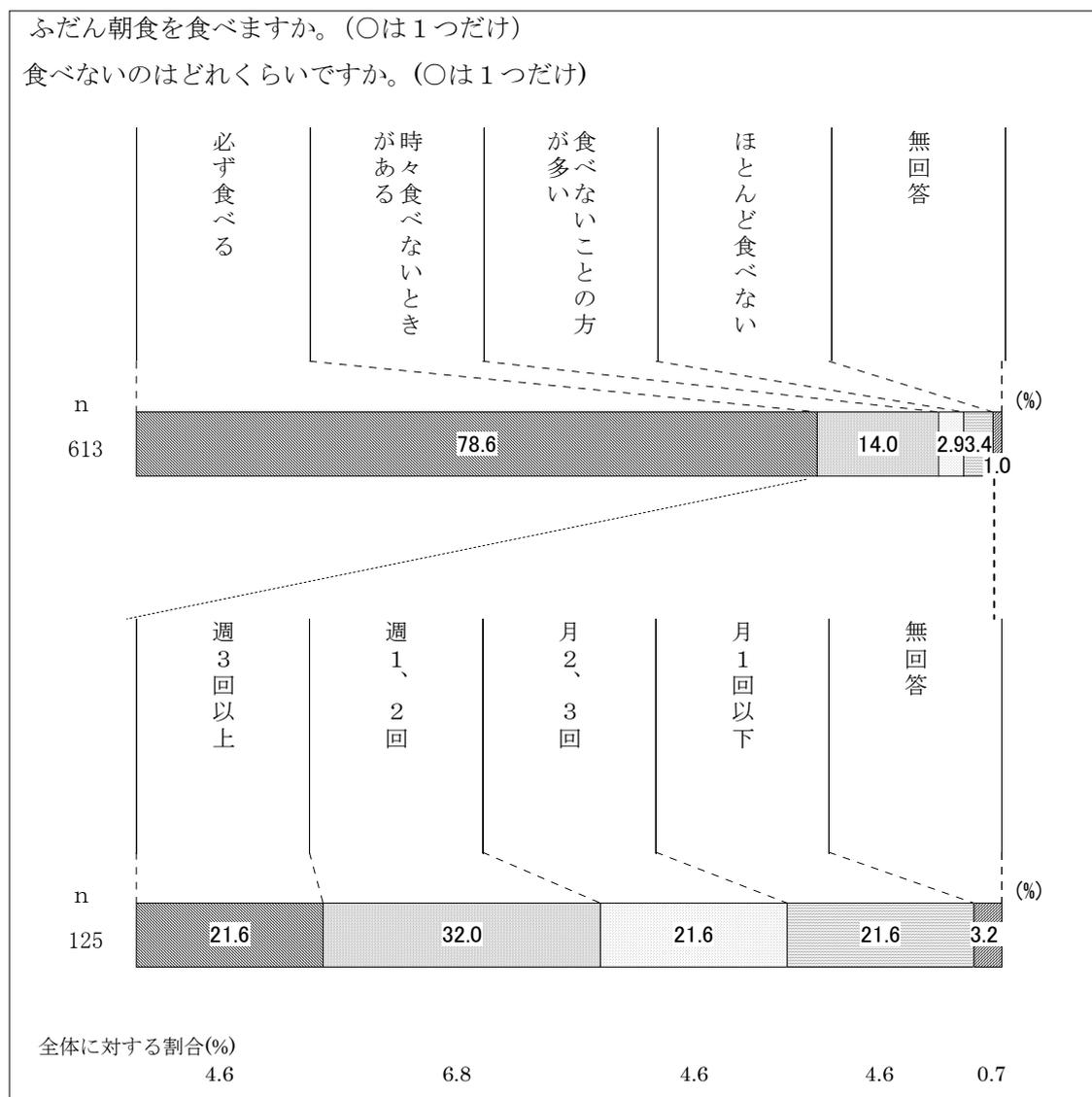
後片付けの手伝いとして、「食後に流しまで食器を運ぶ」人の 66.1%に対して、「食器洗いを手伝う」のは 12.9%となっている。また、約2割は「ほとんど何もしない」（20.2%）と回答している。

(4) 朝食の状況

食育基本法に関する内閣府の資料の中で、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「平成12年度児童生徒の食生活等実態調査」の結果として、1週間のうち1回以上朝食を食べない小中学生が約20%いることを指摘し、朝食欠食を問題としているが、今回の調査で本市の中学生に関しては、週1回以上朝食をとらない生徒は約1割であり、全国調査より低い数字であった。

また、朝食を「ほとんど食べない」または「食べないことのほうが多い」と回答した生徒は6.3%にとどまった。これは、昭和63年の調査結果の「ほとんど食べない」生徒7.3%と比べてもあまり変化がない数字である。

(4)-1 朝食を食べているか（生徒）



朝食を「必ず食べる」人は 78.6%と多数を占め、「時々食べないときがある」は 14.0%、「食べないことが多い」(2.9%)と「ほとんど食べない」(3.1%)は 3%前後である。

また、朝食を食べないことがある人を対象に、食べない頻度を聞いたところ、3人にひとりが「週1、2回」(32.0%)と回答し、「週3回以上」、「月2、3回」、「月1回以下」はいずれも 21.6%である。

(5) 昼食の状況

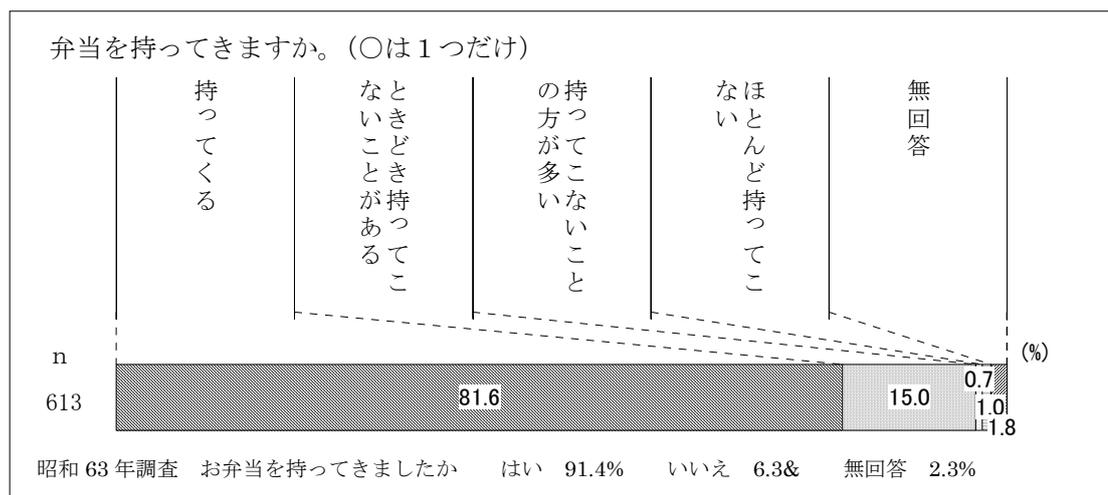
弁当の持参状況については、「時々持ってこない」生徒が 15.0%あり、その理由として「親の都合」56.9%、「忘れた」26.5%、「パンや店の弁当を食べたい」23.5%という回答であった。

保護者が市販弁当やあっせん弁当を利用するときの理由としては「弁当を作る時間がない」62.2%、「食材の用意が出来ない」31.1%といった回答が上位にあげられている。また、弁当を作ることに對して「時々負担になる」、「かなり負担になる」という回答を合わせると 8割を超えることから、多くの保護者が弁当作りに負担を感じていることがわかる。

負担感を感じる理由としては、6割を超える保護者が「朝の忙しい時間帯に調理時間がかかる」「メニューを考えること」をあげている。

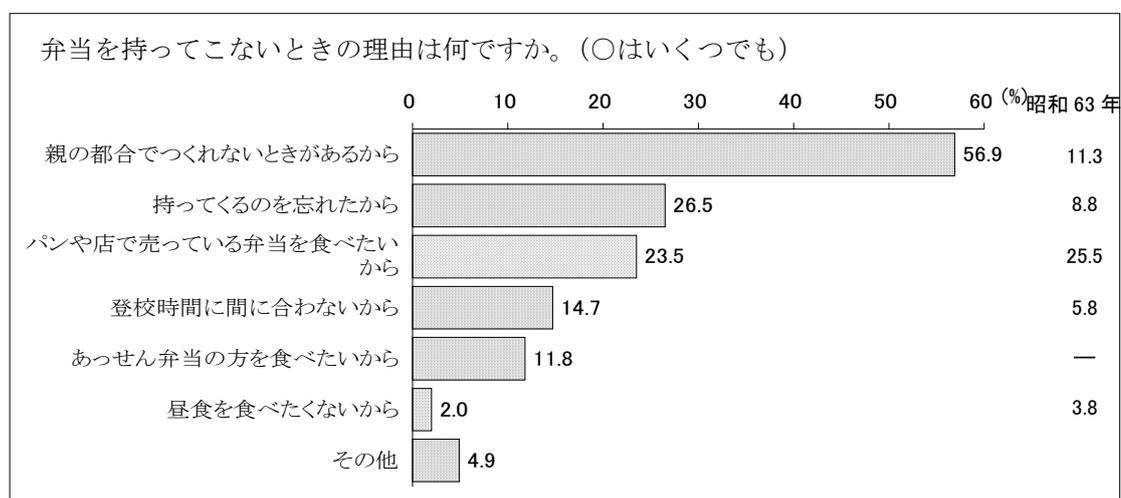
弁当を作るときに気を使う点については、「栄養バランス」が 55.7%だったが、次に「季節による衛生面」14.1%という回答が多かったことは、弁当ならではの苦勞とみることができる。

(5)-1 弁当の持参（生徒）



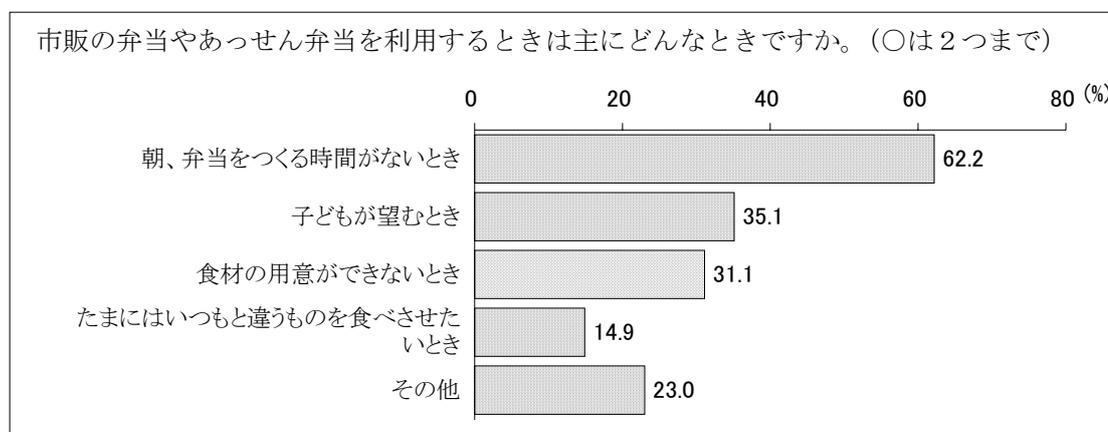
弁当を「持ってくる」割合は 81.6%と大部分を占め、「ときどき持っていないことがある」は 15.0%である。

(5)-2 弁当を持参しない理由（生徒）



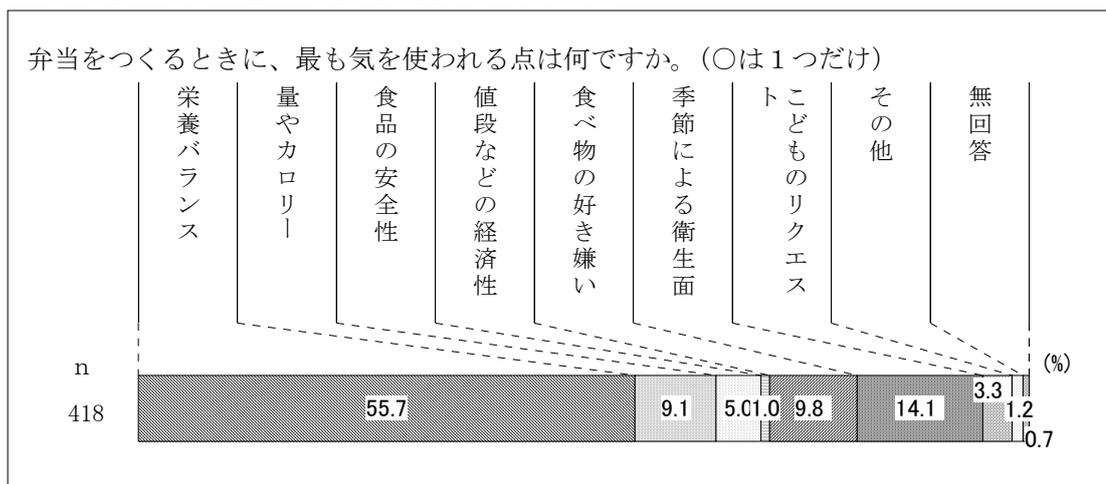
弁当を持っていないことがある人を対象に、その理由を複数回答形式で聞いたところ、「親の都合でつけれないときがあるから」(56.9%)が過半数からあげられている。以下、「持ってくるのを忘れたから」(26.5%)、「パンや店で売っている弁当を食べたいから」(23.5%)と続いている。

(5)-3 市販の弁当やあっせん弁当を利用するとき（保護者）



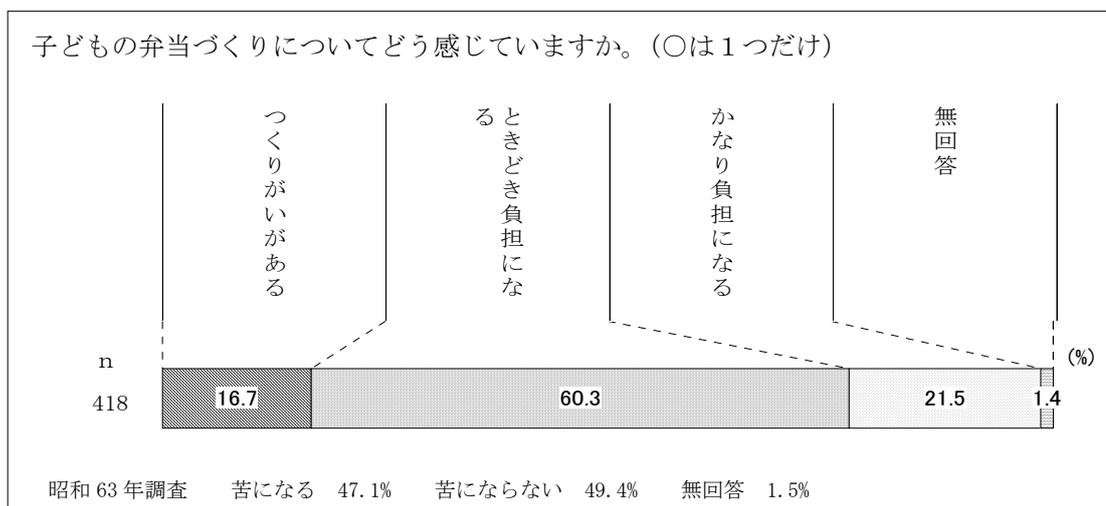
市販の弁当やあっせん弁当を利用する人に、どのようなときに利用するかを聞いたところ、「朝、弁当をつくる時間がないとき」(62.2%)が6割を占め、以下「子どもが望むとき」(35.1%)、「食材の用意ができないとき」(31.1%)が主な理由である。

(5)-4 弁当をつくるときに最も気を使う点（保護者）



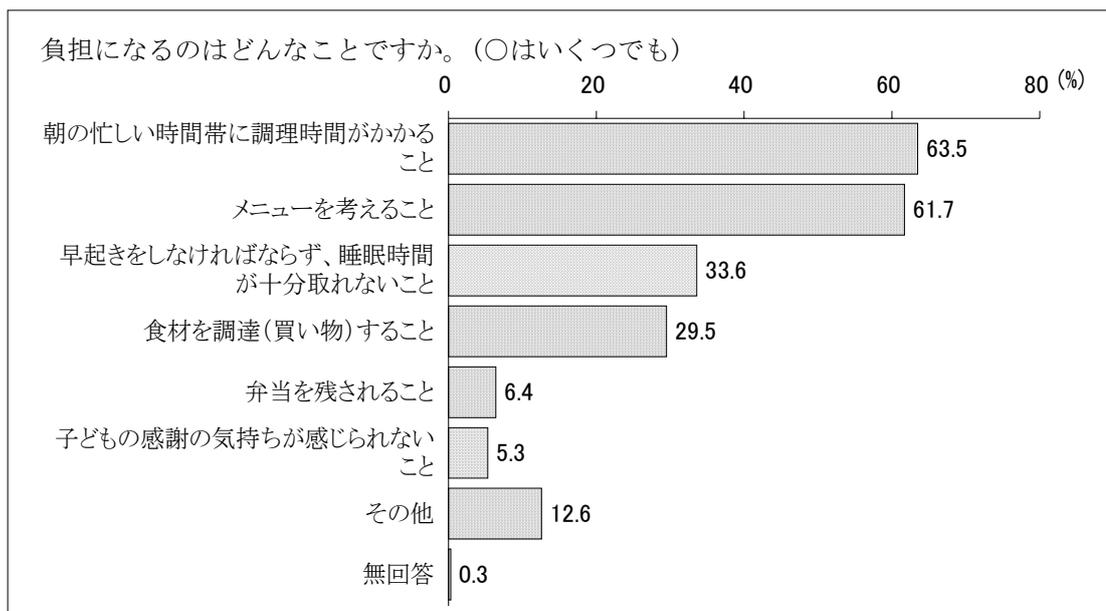
弁当をつくるときに最も気を使う点として、「栄養バランス」（55.7%）が過半数となっている。食事一般の場合（問2）と比べて、「季節による衛生面」（14.1%）や「量やカロリー」（9.1%）が重視されている点に特徴がある。

(5)-5 子どもの弁当づくりについて（保護者）



子どもの弁当づくりに関して、「つくりがいがあある」と回答したのは 16.7%で、「ときどき負担になる」（60.3%）と「かなり負担になる」（21.5%）を合わせた『負担になる』は 81.8%に達している。

(5)-6 負担になること（保護者）

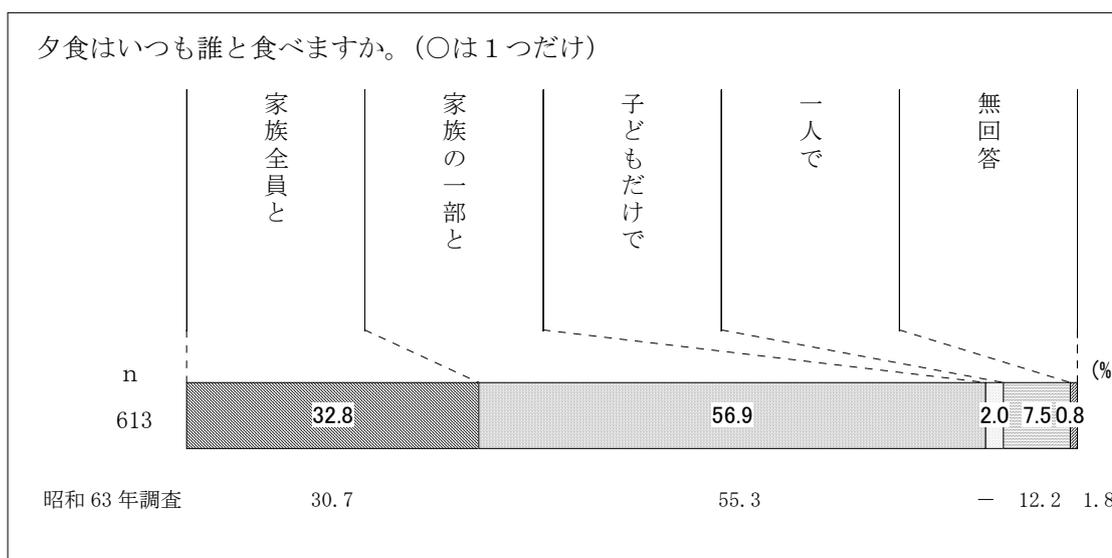


弁当づくりが『負担になる』と回答した人を対象に、どのようなことが負担かを聞いたところ、「朝の忙しい時間帯に調理時間がかかること」(63.5%)と「メニューを考えること」(61.7%)の2点が6割以上からあげられている。

(6) 夕食の状況

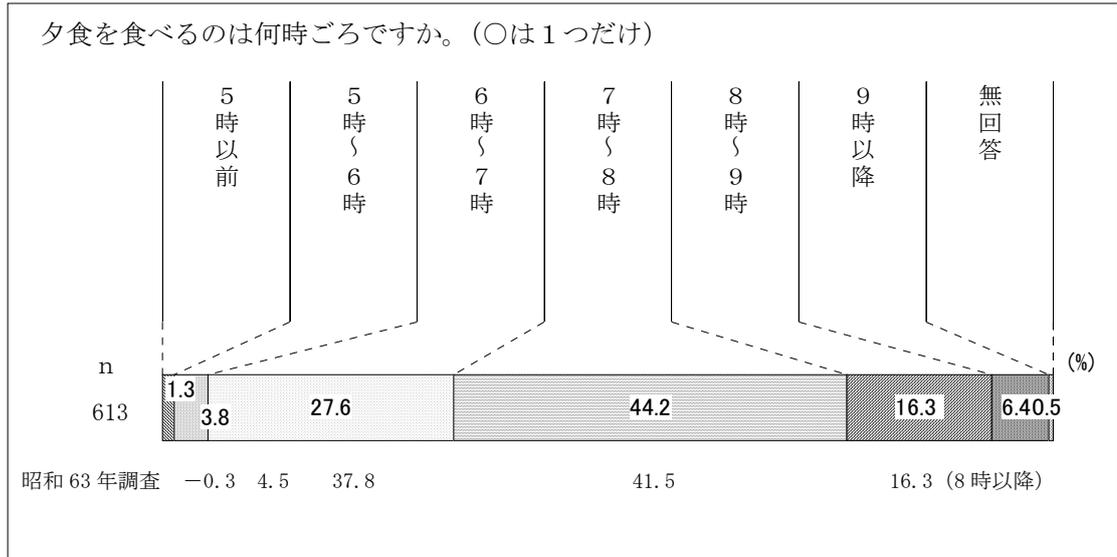
生徒が一人だけで食事をする孤食が問題とされているが、今回の調査では 89.7%の生徒が「家族全員」または「家族の一部」と一緒に夕食をとっていると回答しており、昭和 63 年の調査と同様な結果が見られた。また、食事時間帯は午後 7 時から 8 時が 44.2%を占め、食事時間も 30 分から 1 時間かける生徒が 42.6%おり、今回の調査結果からは、武蔵野市の中学生の夕食は比較的健全とみることができる。

(6)-1 誰と夕食を食べるか(生徒)



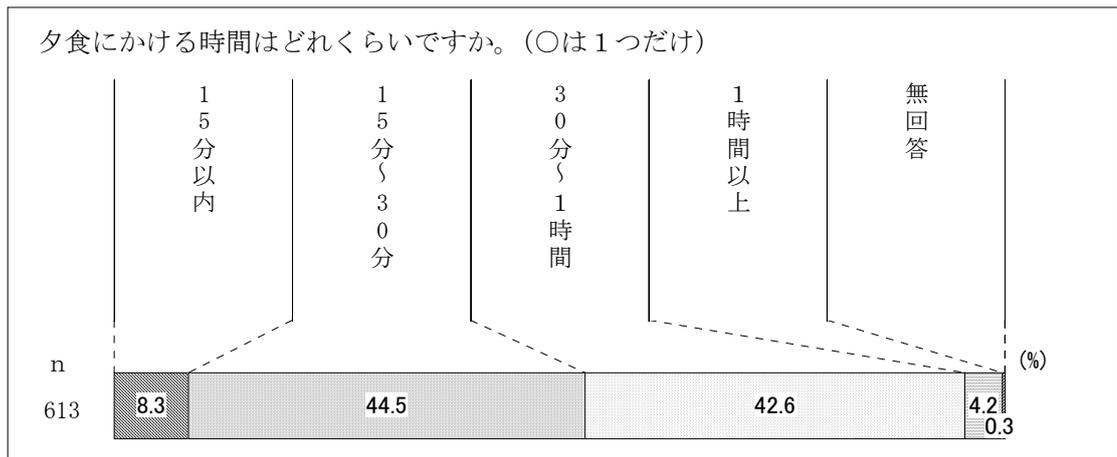
「家族全員と」夕食を食べるのは 32.8%であり、過半数が「家族の一部と」(56.9%) 食べている。

(6)-2 夕食を食べる時刻（生徒）



夕食を食べる時間帯は、「7～8時」（44.2%）が最も高く、次いで「6～7時」（27.6%）となっており、7割以上の方が6時から8時の間に食べていることになる。

(6)-3 夕食にかける時間（生徒）



夕食にかける時間は、「15～30分」（44.5%）と「30分～1時間」（42.6%）がほぼ等しく、「1時間以上」（4.2%）や「15分以内」（8.3%）は1割未満である。

2. 中学校給食の完全実施

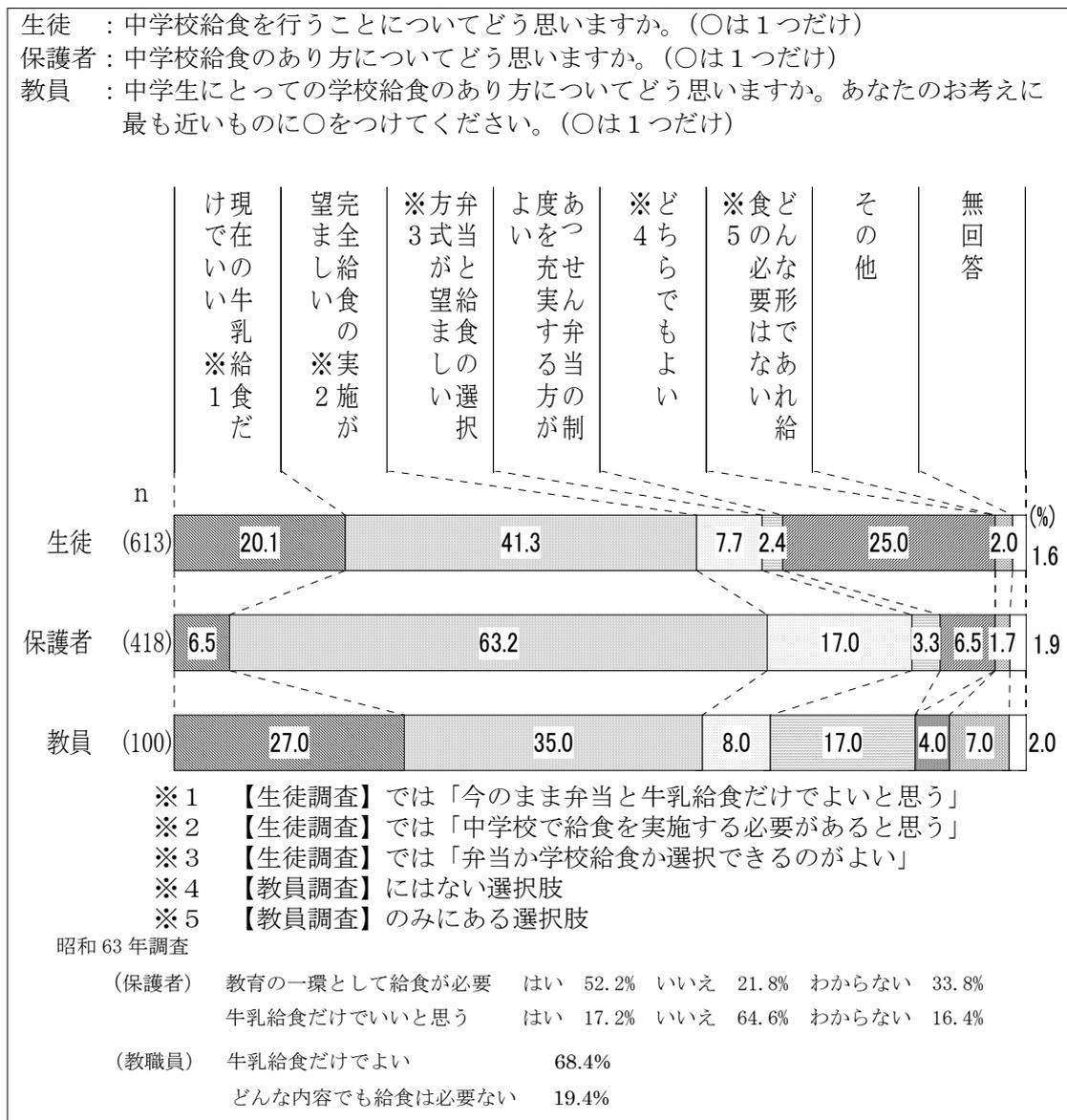
(1) 中学校給食の完全実施について

中学校給食のあり方について一番多い回答は、「完全給食の実施を望む」で、生徒 41.3%、保護者 63.2%、教職員 35.0%である。これに弁当と完全給食の選択制が良いという回答を加えると生徒 49.0%、保護者 80.2%、教職員 43.0%が完全給食の導入を望んでいることになる。

昭和 63 年の調査結果では、保護者 52.2%、教職員 12.2%が「学校給食が必要」と回答しており、今回、完全給食の実施を求める意見が増加している。

一方、現状の「弁当と牛乳給食だけでいい」という回答も生徒 20.1%、保護者 6.5%、教職員 12.2%に見られた。

(1)-1 中学校給食の実施について（生徒・保護者・教職員）

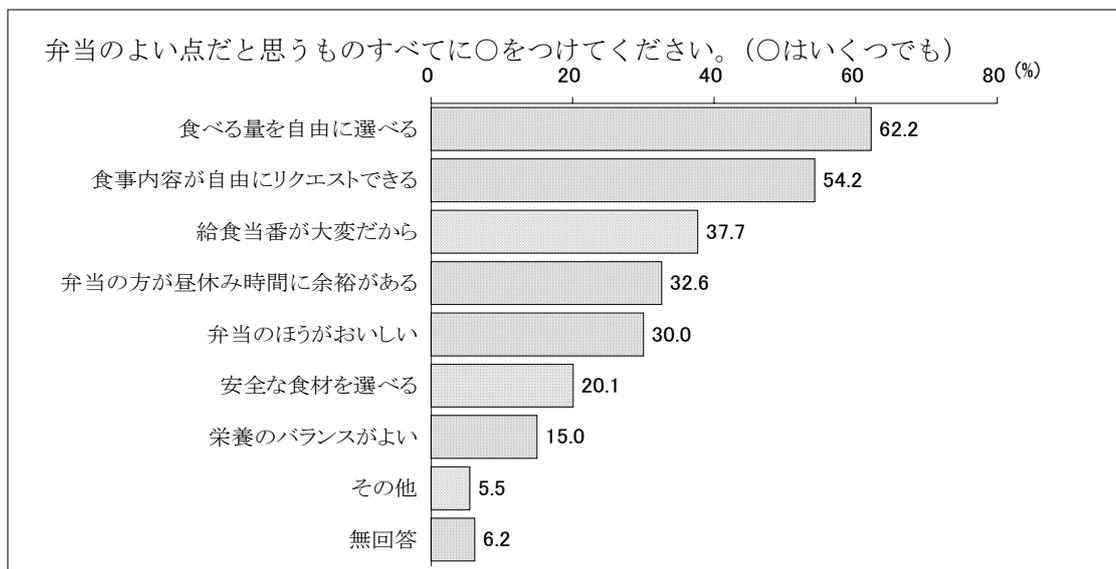


生徒は、中学校給食に関して「中学校で給食を実施する必要があると思う」(41.3%)という意見が最多であり、「どちらでもよい」(25.0%)、「今のまま弁当と牛乳給食だけでよいと思う」(20.1%)が2割台となっている。保護者は、中学校給食のあり方については、「完全給食の実施が望ましい」(63.2%)が他を引き離し、「弁当と給食の選択方式が望ましい」は 17.0%、他の意見はいずれも 1 割未満である。教職員は、学校給食のあり方については、「完全給食の実施が望ましい」(35.0%)が最も高く、「現在の牛乳給食だけでいい」(27.0%)、「あっせん弁当の制度を充実する方がよい」(17.0%)がこれに続いている。

(2) 弁当の利点

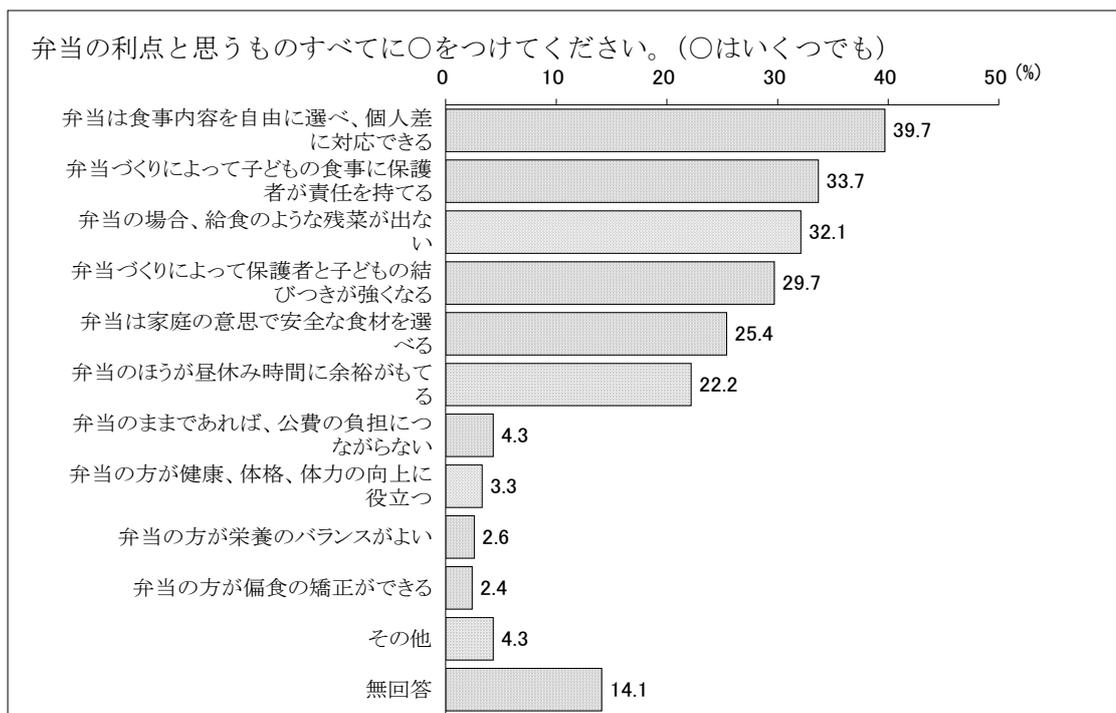
弁当の利点については、生徒、保護者では「内容や量を自由に選択できる」、「保護者の責任や子どもとの結びつき」などの項目が上位を占めるが、生徒や教職員からは、「給食の準備、片付けの大変さ」、「教育課程への影響」など、給食に対する課題を浮かび上がらせる回答も上位にあがっている。

(2)-1 弁当のよい点(生徒)



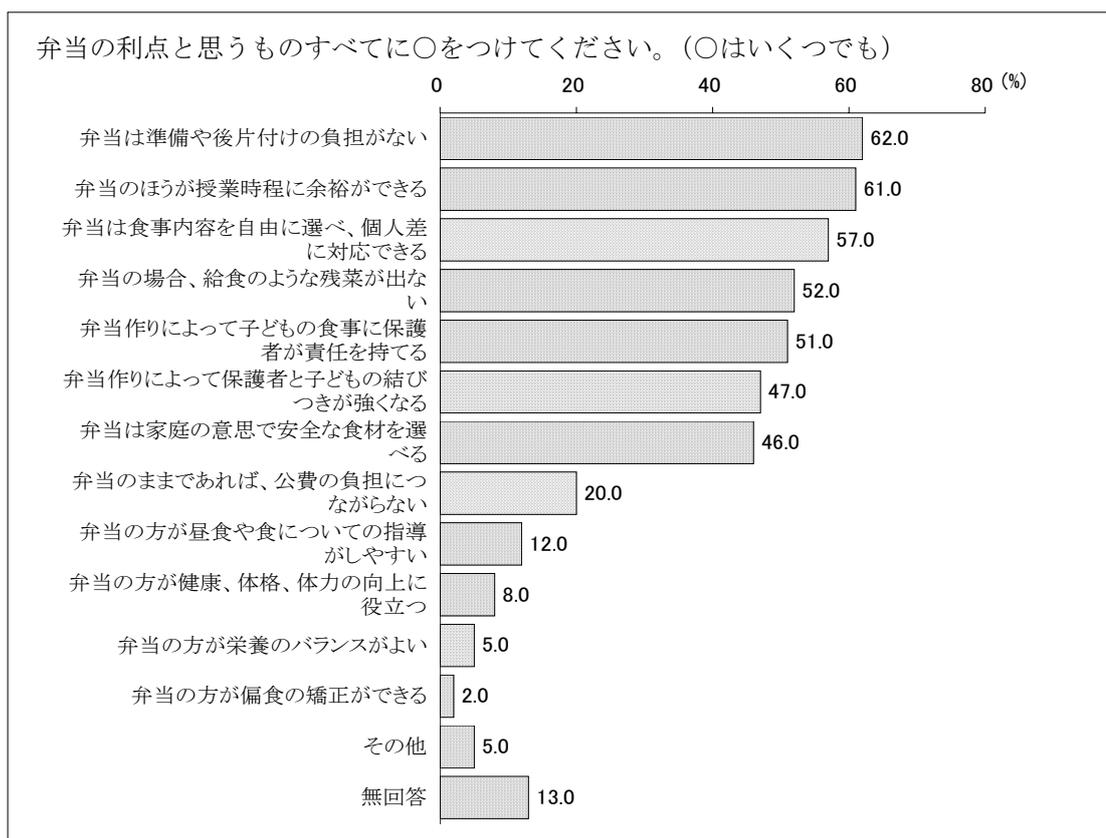
弁当のよい点を選んでもらったところ、「食べる量を自由に選べる」(62.2%)と「食事内容が自由にリクエストできる」(54.2%)の2点が過半数、「給食当番が大変だから」(37.7%)、「弁当の方が昼休み時間に余裕がある」(32.6%)、「弁当のほうがおいしい」(30.0%)が3割台で続いている。

(2)-2 弁当の利点(保護者)



弁当の利点は、「弁当は食事内容を自由に選べ、個人差に対応できる」が約4割で最多、以下、「弁当によって子どもの食事に保護者が責任を持てる」、「弁当の場合、残菜が出ない」が3割以上となっている。

(2)-3 弁当の利点(教職員)



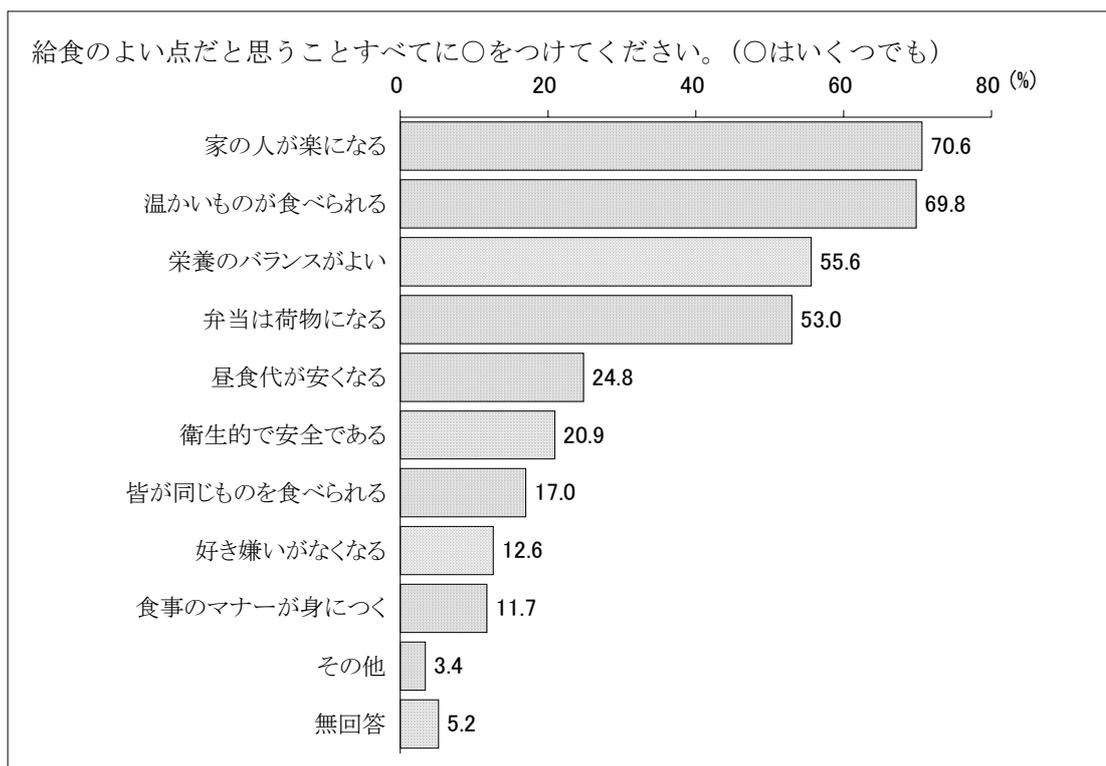
弁当の利点を選んでもらったところ、「弁当は準備や後片付けの負担がない」と「弁当のほうに授業時間に余裕ができる」の2点が6割以上から選ばれ、「弁当は食事内容を自由に選べ、個人差に対応できる」、「弁当の場合、給食のような残菜が出ない」、「弁当作りによって子どもの食事に保護者が責任を持てる」が5割代となっている。

(3) 給食の利点

給食の利点については、生徒 70.6%、教職員 60.0%が「保護者の負担軽減」をトップにあげており、保護者も 66.3%が「負担軽減」と回答している。このことは、弁当作りに関する保護者の負担感を、保護者のみならず生徒、教職員も感じていることをあらわしているといえる。

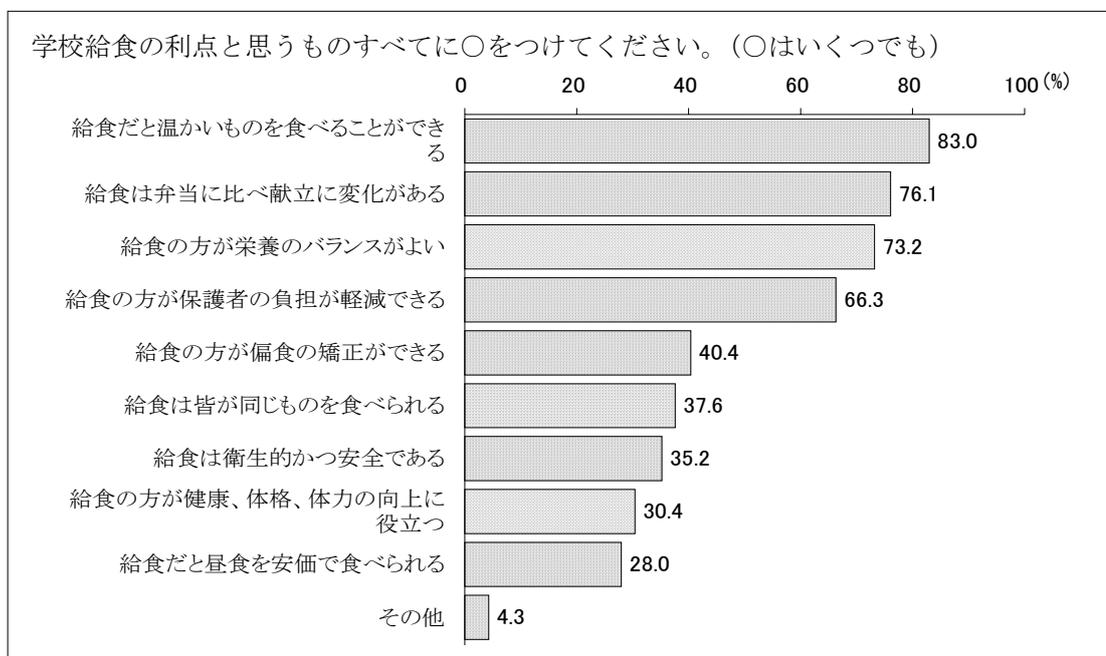
また、給食自体の利点としては、「あたたかい」、「栄養バランスがいい」といった回答のほか、教師では「保護者の都合で弁当を持ってこられない生徒への対応」60.0%という回答も上位にあった。

(3)-1 給食のよい点(生徒)



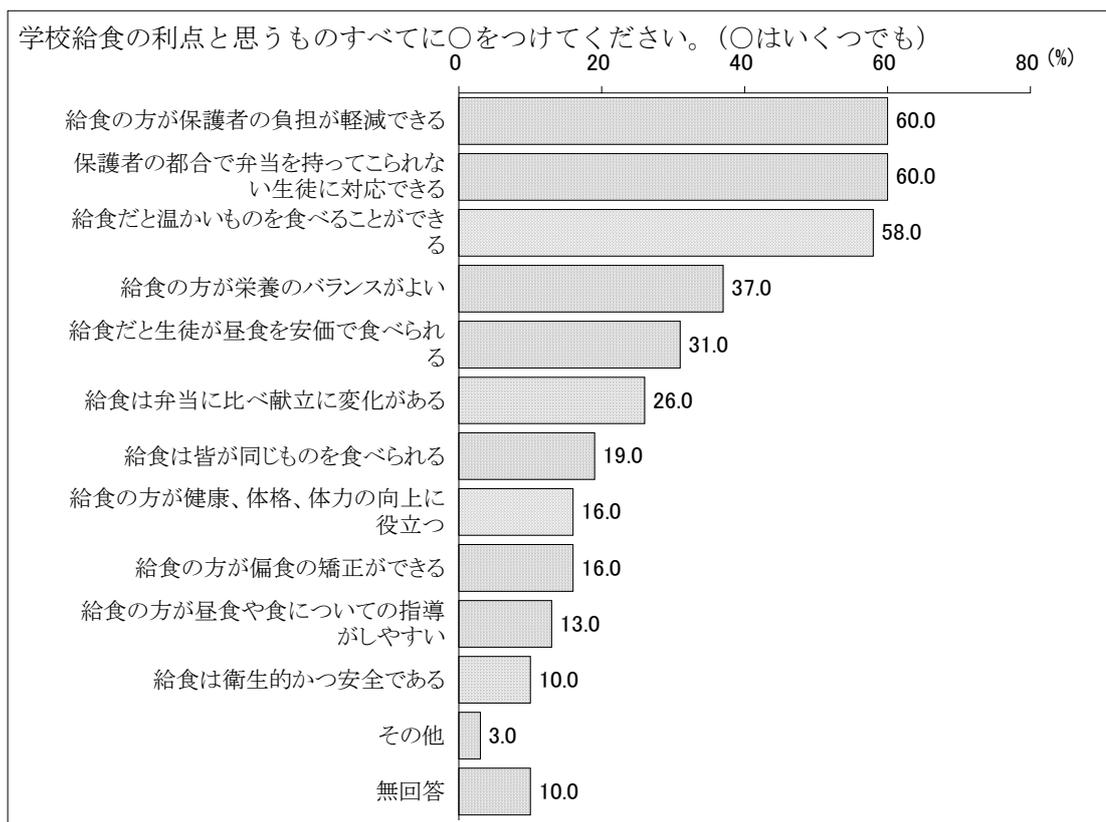
給食のよい点を選んでもらったところ、「家の人が楽になる」(70.6%)と「温かいものが食べられる」(69.8%)が7割前後と特に高く、次いで「栄養のバランスがよい」(55.6%)、「弁当は荷物になる」(53.0%)が半数以上となっている。

(3)-2 給食の利点(保護者)



学校給食の利点を聞いたところ、「給食だと温かいものを食べることができる」(83.0%)、「給食は弁当に比べ献立に変化がある」(76.1%)、「給食の方が栄養のバランスがよい」(73.2%)、「給食の方が保護者の負担が軽減できる」(66.3%)の4つが特に多くからあげられている。

(3)-3 学校給食の利点(教職員)



学校給食の利点に関しては、「給食の方が保護者の負担が軽減できる」(60.0%)、「保護者の都合で弁当を持ってこられない生徒に対応できる」(60.0%)、「給食だと温かいものを食べることができる」(58.0%)の3点が特に多くから選ばれている。

食育と学校給食について

1. 「健康日本21」から「食育基本法」施行までの経緯

平成 12 年の「健康日本21」から、「食育基本法」の施行にいたるまでの数年間において、国の「食」に関わるさまざまな取り組みがあったので、経緯を掲げておく。

平成 12 年 〈厚生省〉「健康日本21」

- ・食生活など9分野 70 項目の 10 年後の目標を設定

〈厚生省〉「健康フロンティア戦略」

- ・生活習慣病対策や予防等に関わる 10 年間の目標を設定

平成 12 年 〈農林水産省、厚生省、文部省〉

- ・「食生活指針」を決定

平成 12 年 〈農林水産省〉 第1回「食料・農業・農村基本計画」

- ・初めての食料自給率目標を設定
- ・農業体験や地産地消を推奨

平成 14 年 〈農林水産省〉『「食」と「農」の再生プラン』

- ・食育の促進を盛り込む

平成 14 年 〈閣議決定〉 骨太方針 2002

- ・「関係省庁は、健康に関する食の重要性を鑑み、いわゆる食育を充実する」という文面を含む内容を公表

平成 15 年 〈農林水産省〉

- ・毎年1月に「食を考える月間」を設定

平成 15 年 〈農林水産省〉

- ・食育促進全国活動推進事業を発表
- ・食育実践地域活動支援事業を開始

平成 15 年 〈内閣府〉

- ・食品安全委員会の設置するリスクコミュニケーション等を推進

平成 16 年 国会に「食育」関連法案を提出

平成 17 年 〈文部科学省〉

- ・「栄養教諭制度」スタート

平成 17 年 〈農林水産省〉 新「食料・農業・農村基本計画」

- ・「食育」の推進を盛り込む

平成 17 年 〈厚生労働省、農林水産省〉

- ・「食事バランスガイド」を公表

平成 17 年 食育基本法施行

平成 18 年 食育推進基本計画策定

- ・平成 22 年度を目標に、具体的な取り組みを推進
- ・6月を「食育月間」、毎月 19 日を「食育の日」に設定

2. 食育基本法における学校給食の位置づけ

食育基本法の前文では、「食生活」の課題を次のように表している。

『…社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。……』

食育基本法では、前文において、「学校の役割」を次のように表している。

『…国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。……』

また、食育基本法の第 6 条では、「食に関する体験活動と食育推進活動の実践」という項目を設けて、次のように表している。

『食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。』

さらに、「国民の責務」という項目を設定し、第 13 条において次のように表している。

『国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。』

食育基本法における「学校給食」の位置づけは、第 3 章の「基本施策」の中の「学校、保育所等における食育の推進」という項目における第 20 条で、次のように示している。

『国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。』

学校給食のあり方に関する、食育推進基本計画での位置づけを、次に示しておく。

食育推進基本計画の中で、「学校給食」については、「第3」の「2. 学校、保育所等における食育の推進 (2)取り組むべき施策」に関連して具体的に述べている。

ここで「学校給食の充実」と題して、次のように示している。

『子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。

また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進するほか、単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者団体等による学校給食関係者を対象としたフォーラムの開催等を推進する。』

また、食育推進基本計画の同「第3」の中の「6. 食文化の継承のための活動への支援等」では、「学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用」と題する項目で、次のように示している。

『我が国の伝統的な食文化について子どもが早い段階から関心と理解を抱くことができるよう、学校給食において郷土料理や伝統料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう促進する。

また、食育推進運動を展開するために全国各地で開催するイベントやシンポジウム等において、地域の食文化等に知見を有する高齢者等の活用にも留意しつつ、我が国の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、多くの国民がこれらに触れる機会を提供する。・・・』

このように、食育推進基本計画は、学校給食の推進と併せて、郷土料理や伝統料理等を推奨し、食文化の継承を示している。

3. 学校給食の目的と目標

学校給食の法的根拠は「学校給食法」である。そこにおいて、「この法律の目的」と「学校給食の目標」が、次のように謳われていることを示しておく。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実に資することを目的とする。

(学校給食の目標)

第二条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標達成に努めなければならない。

- 一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

「食」に関する指導について

学習指導要領の内容における取扱

I 技術・家庭科

1. 「家庭分野」の指導内容

A 生活の自立と衣食住

- (1) 中学生の栄養と食事について、次の事項を指導する。
- ア 生活の中で食事が果たす役割や、健康と食事とのかかわりについて知ること。
 - イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生の時期の栄養の特徴について考えること。
 - ウ 食品の栄養的特質を知り、中学生に必要な栄養を満たす1日分の献立を考えること。
- (2) 食品の選択と日常食の調理の基礎について、次の事項を指導する。
- ア 食品の品質を見分け、用途に応じて適切に選択することができること。
 - イ 簡単な日常食の調理ができること。
 - ウ 食生活の安全と衛生に留意し、食品や調理器具等の適切な管理ができること。

(3)、(4) (省略)

- (5) 食生活の課題と調理の応用について、次の事項を指導する。
- ア 自分の食生活に関心を持ち、日常食や地域の食材を生かした調理の工夫ができること。
 - イ 会食について課題を持ち、計画を立てて実践できること。

(6) (省略)

B 家族と家庭生活

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) (省略)

2. 各内容の取扱いについて

- (1) すべての生徒に履修させる内容は、Aの(1)～(4)とBの(1)～(4)の8項目となっている。
- (2) Aの(5)(6)、Bの(5)(6)は、この4項目のうち1又は2項目を選択して履修させる。
- (3) 「家庭分野」の年間授業時数は、第1学年と第2学年は 35 時間、第3学年 17.5 時間の計 87.5 時間であり、3年間を通して、各項目に適切な授業時数を配当する。

II 保健体育科

1. 「保健分野」の指導内容

- (1)、(2)、(3) (省略)
- (4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。
 - ア (省略)

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活が必要なこと。また、食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、健康を損なう原因となること。

ウ、エ、オ (省略)

2. 各内容の取扱いについて

- (1) 内容の(1)は第1学年、内容の(2)及び(3)は第2学年、内容の(4)は第3学年で取り扱う。
- (2) 内容の(4)のイについては、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮する。
- (3) 「保健分野」の年間授業時数は、3年間で48時間となっており、学年別授業時数の配当については、3学年間を通して適切に配当する。

III 学級活動

1. 学級活動の活動内容

- (1) 学級や学校の充実と向上に関すること
- (2) 個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること
 - ア 個人及び社会の一員としての在り方に関すること
 - イ 健康や安全に関すること
 - (ア)、(イ) (省略)

- (ウ) 学校給食と望ましい食習慣の形成
- * 望ましい食習慣の形成、食事を通しての好ましい人間関係の育成などをねらいとして、日々の給食時間における指導との関連を図りながら、心身の健全な発達に資するように指導することが大切である。
 - * 具体的には、健康と食習慣、食事のマナーと楽しさ、栄養バランスのとれた食生活などの題材を設定し、アンケートや新聞などの資料をもとにした話し合いやディベートなどによる展開も考えられる。その際、指導の効果を高めるために、養護教諭や学校栄養職員などの専門性を生かすことも重要である。
 - * 望ましい食習慣の形成については、家庭においても取り組むべき重要な課題であり、家庭との連携を図るとともに、家庭の中でも話し合えるような題材を設定していくことが大切である。

- (3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択に関すること。

2. 内容の取扱いについて

- (1) 学級活動に充てる授業時数は各学年とも年間 35 時間であるが、給食の時間に関しては、学習指導要領第1章総則の第5の1で「学級活動(学校給食に係るものを除く。)……」と示されており、給食の時間における指導は特別活動の授業時数には含まれない。

- (2) 給食の時間に、望ましい食習慣の形成や人間関係の在り方などについて適切な指導計画に基づいて指導する場合は、学級活動として位置づけることもできるが、この場合においても、特別活動の授業時数には含まれない。

Ⅲ その他の教科・領域

1. 社会科…地理分野「世界と比べてみた日本」、公民分野「わたしたちの暮らしと経済」などの学習内容に関連性がある。なお、武蔵野市や東京都についての学習は、小学校3、4年生の社会科での学習内容である。
2. 理科…「植物の生活とからだのしくみ」「動物のからだとはたらき」「自然と人間」などの単元での学習内容に関連性がある。
3. 道徳…道徳的な価値項目との関連を図り、資料として活用することが可能である。
4. 総合的な学習の時間…職場体験などの活動を通して、「総合学習」の課題として掲げることができる。

学校としての食育の推進に向けて

1. 給食指導の実際

- (1) 給食指導における4配慮 ⇒ ① 人権 ② 安全 ③ 環境 ④ マナー
- (2) 4配慮の例
- ① 均等な盛り付けになっているか、銘々に配るものが行き届いているか、一人離れて食事している生徒がいないか、など
 - ② 食缶に異物が混入されないように、食缶を運ぶ際にこぼすなどして火傷をしないように、など
 - ③ ゴミの分別がきちんと約束どおりにできているか、残菜がそれぞれに適切に処理されているか、5時間目の授業に向けて整頓できているか、など
 - ④ 正しい食事作法で食べているか、感謝の気持ちをもってあいさつをしているか、全員が揃ってあいさつをしているか、など

2. 食育の推進に向けて学校ができること

「公立学校における食育に関する検討委員会報告書(平成18年7月)」より

- (1) 生徒の実態を踏まえて、学校における食育の目標を設定し全体計画を作成する。
- (2) 食育推進のための校内体制を整備する。
- (3) 食育リーダーを中心とした食育を実践する。
- (4) 保護者への食育について働きかける。
- (5) 地域、関係機関等と連携・協力する。

武蔵野市の学校給食の概要

1. 小学校給食調理施設

調理方式	施設名	所在地	児童数	その他	
自校方式	第五小学校	武蔵野市関前 3-2-20	339人	給食棟面積	878㎡
	境南小学校	武蔵野市境南町 2-27-27	590人	給食棟面積	360㎡
	本宿小学校	武蔵野市吉祥寺東町 4-1-9	302人	給食棟面積	354.41㎡
共同調理場方式	北町調理場	武蔵野市吉祥寺北町 4-11-30	2,232人	参加校	第一小学校 第三小学校 第四小学校 大野田小学校 井之頭小学校
				開設年月	昭和48年6月
				敷地面積	2,876㎡
				延床面積	1,251㎡
	桜堤調理場	武蔵野市桜堤 1-7-23	1,619人	参加校	第二小学校 千川小学校 関前南小学校 桜野小学校
				開設年月	昭和42年6月
				敷地面積	1,500㎡
				延床面積	855.82㎡

(平成18年5月1日現在)

2. 中学校配膳施設

学校名	生徒数	配膳室の広さ	エレベーター数
第一中学校	302人	1階～4階 30.3㎡ 計 121.2㎡	1
第二中学校	274人	1階 38.6㎡ 2階～4階 16.8㎡ 計 89.0㎡	1
第三中学校	315人	1階 45㎡ 2階～4階 19.2㎡ 計 102.6㎡	2
第四中学校	454人	地階～4階 26.8㎡ 計 134.0㎡	1
第五中学校	255人	1階～3階 16.5㎡ 計 49.5㎡	1
第六中学校	255人	1階 38㎡ 地階・2階～4階 15.6㎡ 計 100.4㎡	2

(平成18年5月1日現在)

3. 平成18年度学校給食回数

区分	小 学 校		中 学 校	
	開始・終了	回数	開始・終了	回数
4月	7日(金)から	16	4月から2月まで (8月を除く)年間 126回実施する。	126
1年生	24日(月)から			
5月		20		
6月		22		
7月	19日(水)まで	12		
9月	4日(月)から	19		
10月		21		
11月		20		
12月	22日(金)まで	16		
1月	10日(水)から	16		
2月		19		
3月	20日(火)まで	14		
合 計		195		

4. 平成 18 年度給食費

区 分		給食単価	年間回数	月額給食費
小 学 校	1年生	220 円	184回	3, 800 円
	2年生	220	195	3, 800
	3～4年生	230	195	4, 000
	5～6年生	240	195	4, 100
中 学 校		42円85銭	126	

※ 小学生は、3月分の給食費を調整して、年間提供食数に応じた金額を徴収する。

※ 中学校は年間給食費5,400円を5月に一括徴収する。

武蔵野市中学校給食検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中学校給食の見直しに向けて、中学生における昼食のあり方を検討するため「武蔵野市中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 中学校給食の意義に関すること。
- (2) 中学校給食の実施方式及び実施時期に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成し、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 中学校長会代表 1人
- (3) 中学副校長会代表 1人
- (4) 学校教諭代表 1人
- (5) 中学校PTA代表 6人
- (6) 公募委員 4人以内
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(報酬)

第4条 別表の左欄に掲げる委員が委員会に出席した場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる額の日額報酬を支給することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、平成19年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育部給食課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

武蔵野市中学校給食検討委員会 委員名簿

	氏 名	備 考
	伊藤 雄子	中学校PTA代表
	大久保 薫	中学校PTA代表
	尾関 良二	中学校PTA代表
委員長	佐々木 輝雄	日本獣医生命科学大学食品科学科教授
	下山 聖美	公募委員
	高木 敦子	公募委員
	賞雅 枝子	武蔵野市立第三中学校副校長
	田島 香代子	中学校PTA代表
	中野 金雄	公募委員
	長野 美根	亜細亜大学 講師 医学博士
副委員長	原 雅夫	武蔵野市立第六中学校校長
	松野 眞理	中学校PTA代表
	三浦 香澄	中学校PTA代表
	森 淳子	公募委員
	屋部 雅朋	武蔵野市立第二中学校教諭

武蔵野市中学校給食検討委員会報告書

発行年月 平成19年3月

発行者 武蔵野市教育委員会教育部給食課
〒180-0001

武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番30号

T E L 0422(54)2090

F A X 0422(51)9131

Eメール sec-kyuushoku@city.musashino.lg.jp